

# 住宅用土地を取得し、徴収猶予の申請を行う場合(住宅を建築中の場合)の申告書記載例

取得された不動産の所在地を管轄する県税事務所名を記載してください。  
管轄の県税事務所名は、以下のサイトから確認することができます。  
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000026176.html>

に記入のうえ、□のところにし印をつけてください。

※印欄は、記入する必要はありません。  
\*共有の場合には、共有者の住所・氏名及び共有持分も記入してください。

## 不動産取得税 申告書 減額等申請書

愛知県   県税事務所長 殿

納税義務者

郵便番号

460 - 8501

住所(所在地)

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

フリガナ

アイチ タロウ

アイチ ハナコ

氏名  
(名称及び代表者氏名)

愛知 太郎

愛知 花子

(土地:1/2、家屋:1/2)

(土地:1/2、家屋:1/2)

連絡先電話番号

080 - 1234 - 5678

次のとおり不動産を取得した(又は徴収猶予の申請をする)ことを申告します。

下記のとおりですから、不動産取得税を減額(及び還付)してください。

共有者がいる場合には、共有者様のお名前及び取得分も記載してください。

日中に連絡が取れる番号をご記入ください。

登記事項証明書の情報を参考に記入してください。

取得した不動産の明細	<input checked="" type="checkbox"/> 土地	所在地	地目	地積	取得年月日	取得原因	登記受付年月日	※県税条例第43条の13第1項又は第2項の適用	※登記事項証明書の情報を参考に記入してください。
		名古屋市中区三の丸三丁目1番2号	宅地	160 <sup>65</sup> ㎡	令和3年2月15日	売買	令和3年2月16日		
<input type="checkbox"/> 家屋	所在地	家屋番号	種類及び構造	床面積	取得年月日	取得原因	建築又は登記受付年月日	※県税条例第43条の13第1項又は第2項の適用	※固定資産課税台帳登録価格
	同上		居宅 木造平家建	120 <sup>32</sup> ㎡	令和4年9月4日	新築			

徴収猶予に関する記載は、「赤色」で記入してください。  
家屋欄には、新築予定の家屋に関する情報を記載してください。  
※ 取得年月日欄には、完成予定年月日を記載してください。

徴収猶予	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅の新築に伴う徴収猶予の場合(朱書きで日付を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 左記以外の徴収猶予の場合(内容:
	住宅の新築予定日 令和4年9月4日	徴収猶予期限希望日 令和4年12月末日

※末日が休日等の場合、それらの前日の平日となります。  
※新築予定日の2~3ヶ月後を目安に記入してください。

減額等申請理由	<input type="checkbox"/> 土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に特例適用住宅が新築されること。
	<input type="checkbox"/> 土地を取得した人が、取得の前日1年以内に特例適用住宅を新築していたこと。
	<input type="checkbox"/> 土地を取得した人が、取得の日から1年以内又は取得の前日1年以内に、その土地の上にある耐震基準適合既存住宅を取得すること。
	<input type="checkbox"/> 新築未使用の土地付建売住宅又は分譲マンション(特例適用住宅で土地と家屋を取得した人が同じ場合に限り)を新築後1年以内に取得すること
	<input type="checkbox"/> 上記以外( )

土地の取得者と住宅の新築者が異なる場合は、こちらに新築予定の家屋に関する情報を記載してください。

<input checked="" type="checkbox"/> 住宅を新築した(新築予定の場合)の減額(徴収猶予)の申請で、土地の取得者と住宅の新築者が異なる場合						
新築(又は新築予定)の住宅の所在地	家屋番号	種類及び構造	床面積	取得(予定)年月日	新築(予定)者の氏名	新築(予定)者の住所

備考	納税通知書記載の課税情報						
	年度	整理番号	納期限	税額	※減額を必要とする額	※減額後の税額	※還付申請金額

<input type="checkbox"/> 既に納税した不動産取得税について還付を受ける場合	
還付口座情報	口座名義(カナで記入)
銀行・信用金庫 信用組合・農協	
支店	

建築確認済証及び建築確認申請書(第三面)  
又は  
工事請負契約書(家屋の用途面積及び新築予定日が分かるもの)  
を添付して管轄の県税事務所に提出してください。  
※ いずれの書類もコピー可

※固定資産課税台帳の登録価格は上記のとおりです。